



福島医発第160号（地）
令和3年4月13日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

令和3年4月からの『科学的介護情報システム（LIFE）』の稼働等について（情報提供）

「科学的介護情報システム（LIFE）」につきましては、令和3年3月17日付（福島医発第3263号（地））及び令和3年4月6日（福島医発第55号（地））文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働等について事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありました。

当該事務連絡によれば、利用申請は、通常毎月25日までに利用申請があったものについて、翌月の上旬にはがきが発送されることになっておりますが、介護報酬改定の前後の利用申請については、利用申請をいただいたものから随時はがきの送付が行われ、令和3年4月14日までに利用申請をいただいた場合、令和3年4月末頃までにはがきを送付する予定とのことです。

なお、送付の時期は全体の申請数等の状況で変わるとのことですので、申請希望のある事業所におかれましては、早めの利用申請をお願いいたします。

○ LIFE の利用申請のURL：<https://life.mhlw.go.jp>

その他、LIFEの機能全般に関するご質問へのヘルプデスク連絡先等が示されておりますので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 7)

令和 3 年 4 月 7 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

令和 3 年 4 月からの『科学的介護情報システム（LIFE）』の稼働等について（情報提供）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「科学的介護情報システム（LIFE）」につきましては、令和 3 年 3 月 12 日付（介 217）及び令和 3 年 3 月 31 日（介 229）においてお知らせしているところです。

今般、厚生労働省より、「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働等について事務連絡が発出されました。当該事務連絡によれば、利用申請は、通常毎月 25 日までに利用申請があったものについて、翌月の上旬にはがきが発送されることになっておりますが、介護報酬改定の前後の利用申請については、利用申請をいただいたものから随時のはがきの送付が行われ、令和 3 年 4 月 14 日までに利用申請をいただいた場合、令和 3 年 4 月末頃までにはがきを送付する予定とのことです。

なお、送付の時期は全体の申請数等の状況で変わるとのことですので、申請希望のある事業所におかれましては、早めの利用申請をお願いいたします。

○ LIFE の利用申請の URL **<https://life.mhlw.go.jp>**

その他、LIFE の機能全般に関するご質問へのヘルプデスク連絡先等が示されておりますので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○ 「令和 3 年 4 月からの『科学的介護情報システム（LIFE）』の稼働等について」の周知について （令3.4.5 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡）

以上



事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 5 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「令和 3 年 4 月からの『科学的介護情報システム（LIFE）』の
稼働等について」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度からの科学的介護情報システム（LIFE）の活用等については、『科学的介護情報システム（LIFE）』の活用等について」（令和 3 年 2 月 19 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）等により随時お示ししているところです。

今般、「令和 3 年 4 月からの『科学的介護情報システム（LIFE）』の稼働等について」を都道府県に対して発出いたしましたので、貴会におかれましては、別紙の内容についてご了解いただくとともに、会員各位へ周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「令和 3 年 4 月からの「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働等について」
（令和 3 年 4 月 5 日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 5 日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和 3 年 4 月からの「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働等について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「科学的介護情報システム（LIFE）」の令和 3 年 4 月からの稼働にあたりまして、下記のとおりご連絡しますので、内容についてご了知の上、管内の介護サービス事業所等へ周知をお願いいたします。

記

1. 令和 3 年 4 月以降の利用申請手続きについて

LIFE の利用申請にあたっては、通常、毎月 25 日までに利用申請があったものについて、翌月の上旬にはがきを発送いたします。ただし、介護報酬改定の前後の利用申請については、利用申請をいただいたものから、随時のはがきの送付を行い、令和 3 年 4 月 14 日までに利用申請をいただいた場合、令和 3 年 4 月末頃までに、はがきの送付をする予定です。送付の時期は全体の申請数等の状況にもよって変わりますので、早めの利用申請をお願いいたします。

○ LIFE の利用申請の URL

<https://life.mhlw.go.jp>

○ LIFE の操作マニュアル等の web サイト

<https://life.mhlw.go.jp/manual.html>

※ 令和 3 年 4 月以降は、これまでご案内してきましたとおり、CHASE のサイトは上記に切り替わりますのでご注意ください。

2. 同一法人内における利用申請に係る情報共有等について

LIFE の利用申請については、事業所番号毎に行っていただくこととしており、利用申請時に選択した事業所番号の住所に、パスワード等をお知らせする簡易書留はがきが送付されます。

このため、申請状況が共有されていないこと等の場合、

- ・ 同じ法人内の異なる事業所番号の事業所について、まとめて利用申請した場合等について、当該事業所に所属しない者宛のはがきが届き、受け取りが拒否されることや、
- ・ 同じ事業所番号の事業所が重複して申請することにより、申請したにもかかわらずはがきが届かないこと

があります。

つきましては、LIFE の円滑な導入のため、法人内における申請状況を十分に共有いただければと思います。

3. 新たに事業所番号を取得する事業所等における LIFE の利用申請について

「科学的介護情報システム (LIFE)」の活用等について (その 3)」(令和 3 年 3 月 26 日 付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡) において、新たに事業所番号を取得する事業所等における LIFE の利用申請についてお知らせをしたところですが、住所変更等、事業所台帳の情報に異動が生じた場合については、速やかに指定権者へ当該情報を登録いただくようご協力をお願いいたします。

4. LIFE の機能全般に関するご質問について

各事業所からの LIFE の機能全般に関するご質問は、「LIFE ヘルプデスク」にて受付しますので、下記の E-mail 宛にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、新規申請に係るご質問のみ「利用申請ヘルプデスク」にて電話で受け付けることが可能ですが、令和 3 年 4 月 1 日以降、電話が混み合うことが予想されますので、LIFE の操作マニュアル等の web サイトをご覧くださいの上で、可能な限り E-mail でのお問い合わせにご協力ください。

【LIFE ヘルプデスク 連絡先】

E-mail : life@toshiba-sol.co.jp

【利用申請ヘルプデスク 連絡先】

電話番号 : 042-340-8819 (平日 10:00~16:00)

E-mail : life@toshiba-sol.co.jp

※ これまでご案内してきております「CHASE ヘルプデスク」のメールアドレスへご連絡頂くことも可能ですが、可能な限り上記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

※ 「利用申請ヘルプデスク」の電話番号について、4 月以降は別番号に変更予定である旨ご連絡していたところですが、変更は行わない予定です。

5. LIFE による介護保険関連情報の提供について

令和 3 年 4 月から、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

（令和 2 年法律第 52 号）による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）が施行され、法第 118 条の 2 第 3 項に基づき、厚生労働大臣は、介護サービス事業者等に対し、同条第 1 項第 3 号の情報の提供を求めることができるようになりました。LIFE において提供をいただく情報については、法に基づき適切に取り扱います。

なお、令和 3 年 3 月 31 日以前に提供いただいた情報についても、同様に、法に基づくものとして適切に取り扱います。